

コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

- 第1条 オーエス株式会社（以下、「当社」という。）は、企業の永続的価値を維持発展させるため、コーポレートガバナンスを念頭におき、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、企業と株主の利益をともに高め、経営の透明性・客観性を確保することに努める。また、経営の透明性を高めるため、株主や投資家の方々に適切な情報開示を行う。
- 2 当社は、企業活動の根幹をなす考え方として企業理念等を策定し、全役職員が一丸となって実践することで、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。なお、当社の理念は、当社のホームページに掲載する。
(<https://www.osgroup.co.jp/profile/philosophy.html>)

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

- 第2条 当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、招集通知の記載内容の正確性を確保することを第一として、決算短信をはじめとする適時開示情報やその他IR情報を当社ホームページにおいて随時開示・提供する。
- 2 当社は、株主が株主総会の議案について、十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努めるとともに、発送前に当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト当該招集通知を開示する。
- 3 取締役会は、株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案については、反対の理由や原因の分析を行い、適切な対応を図る。

(資本政策の基本的な方針)

- 第3条 当社は、利益の配分については、経営体質の強化と事業展開に必要な内部留保に配慮し、業績を勘案しながら、安定的に配当を継続していくことを基本方針とする。また、内部留保した資金については、今後の事業展開のための有効投資等に充当する。
- 2 当社は、利益水準の向上を最優先として、自己資本利益率（ROE）の向上に努める。
- 3 当社は、長期ビジョンを念頭に、財務健全性の向上に努める。

(政策保有株式に関する基本方針)

- 第4条 当社は、取引や事業に必要な場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しない。
- 2 当社は、政策保有株式の議決権行使について、提案議案が株主価値の毀損につながるものでない限りにおいて、当該株式発行会社の提案議案を尊重し、賛成する。
- 3 個別の政策保有株式については、その保有目的や経済合理性について、毎年、取締役会で検証する。

(関連当事者間取引)

- 第5条 当社は、当社と当社取締役との直接取引及び当社と当社取締役が代表となっている他会社との競業ならびに利益相反取引については、法令等に従い、事前に取り締役会の承認を要する。
- 2 当社は、当社と主要株主等との取引については、取締役会付議基準に従い、必要に応じて取締役会の承認を要する。
 - 3 当社は、毎年、取締役及びその近親者と当社グループとの取引に関する調査を実施し、関連当事者取引の有無を確認する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの関係)

- 第6条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のためには、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、当社が定める企業理念、倫理綱領、社内諸規定等の行動指針に従い、適切な協働に努める。

(内部通報制度)

- 第7条 当社は、当社グループの従業員及び取引先から組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報を受け付ける内部通報制度を整備し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

- 第8条 当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。

(外部会計監査人)

- 第9条 当社は、外部会計監査人が、開示情報の信頼性を担保する存在として株主や投資家に対し責務を負っているとの認識のもと、当社の監査等委員や業務監理室、経理部等の関係部門と外部会計監査人が随時意見交換し、互いに連携して当社の業務運営状況に関する問題点の把握、指摘、改善報告を行う。
- 2 当社は、外部会計監査人の適正な監査のため監査日程や監査体制の確保に努める。

第5章 取締役会等の責務

(機関設計)

- 第10条 当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社を採用する。また、経営の監督と執行を分離し迅速な意思決定を行うため、執行役員制度を導入する。

(取締役会)

- 第11条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図る。
- 2 取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、取締役会規則及び取締役会付議基準に定められた重要事項の意思決定を行い、その決議された業務執行について各事業の担当業務の割り当てに従い、業務執行取締役及び執行役員に委任する。また、取締役会は、取締役会規則、取締役会付議基準のほか、業務分掌規定、職務権限規定等の社内諸規定を定め、各部門の職責と決裁権限を明確にする。
 - 3 取締役会は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つの手段であるとの認識に立ち、中期経営計画を策定・公表し、仮に、目標未達に終わった場合には、その原因等を十分に分析し、次期以降の計画に反映させる。
 - 4 当社は、定款で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人員を8名以内、監査等委員である取締役の人員を4名以内と定め、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスを考慮するとともに、効率的で実効性のある構成及び規模を追求する。
 - 5 取締役会は、その審議の活性化を図るため、あらかじめ年間スケジュールを確定し、十分な議論ができる審議時間を確保する。また、取締役会に先立ち、常勤の取締役及び執行役員から成る当務会を開催し、取締役会に諮る議案・資料の精査に努め、必要に応じて社外取締役に対し事前説明を行う。
 - 6 当社は、取締役会の実効性を担保するため、取締役による自己評価などを実施し、取締役会で分析・評価・改善策を審議したうえで、その結果の概要を開示する。

(取締役)

- 第12条 取締役は、善管注意義務及び忠実義務を負い、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社及び株主共同の利益のために行動する。
- 2 取締役は、その役割・責務を実効的に果たすため、必要に応じ、会社に対して情報の提供を求めるなど、能動的に行動する。また、当社は、取締役の活動を支援するための体制を整える。
 - 3 当社は、取締役の選任について、知識・経験・能力を総合的に判断する。また、社外取締役においては、当社の事業特性を理解し、広く企業統治に優れた者を選任する。
 - 4 当社は、中長期的な企業価値向上への動機づけのため、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の報酬については、役位を基に役割や責任に応じて支給する「基本報酬」と「業績連動報酬」及び「譲渡制限付報酬」により構成する。また、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）は、「基本報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」で構成する。但し、監督機能を担う社外取締役（監査等委員を含む。）の報酬は、その職務の性質に鑑み、「基本報酬」のみで構成する。

(独立社外取締役)

- 第13条 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社が別に定める「独立性判断基準」に基づき、独立社外取締役を選任する。
- 2 独立社外取締役は、中長期的な企業価値の向上に資する助言を行うとともに、取締役

会での意思決定を通じて経営の監督を行うなど、独立した立場で経営の透明性・健全性の向上に努める。

- 3 当社は、経営企画部及び業務監理室が担当部署となり、独立社外取締役と経営陣との連絡・調整や監査等委員会との連携に係る体制整備を図る。

(監査等委員会)

第14条 監査等委員及び監査等委員会は、監査等委員会規則を制定し、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。また、監査等委員及び監査等委員会は、良質なコーポレートガバナンス体制を確立するという責務を通じ、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役会において、或いは取締役、執行役員または社員に対し、能動的・積極的に権限を行使し、意見を述べる。

(研修等の方針)

第15条 当社は、取締役がその期待される役割・責務を適切に果たせるよう、必要に応じ、取締役に対して外部の研修やセミナー等を受講する機会を提供する。

- 2 当社は、社外取締役に対し、適宜、当社の事業所を視察する機会を設けるなど、当社事業に関して理解を深められる機会を提供する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第16条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、株主との間で建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を以下のとおり定める。

- (1) IRを含む広報については、経営企画部を所管部署として定め、経営企画部担当取締役または執行役員を統括責任者とする。
- (2) 経営企画部は、人事総務部や経理部などの経営管理部門と連携を取り、公正・適正な情報の開示に努める。
- (3) 当社は、当社のウェブサイトにおいて開示情報の充実に努めるとともに、年2回、株主宛に事業報告書を送付し、経営方針や財務情報等をお知らせする。
- (4) 株主の意見・懸念については、人事総務部が取りまとめ、適切に取締役会に報告する。
- (5) インサイダー情報の管理については、社内規定に従い、適切に対応する。

第7章 附則

(改廃)

第17条 本ガイドラインの改廃は取締役会の決議による。

平成28年7月27日制定

平成29年2月27日改定

平成30年10月26日改定

2021年4月22日改定

独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性に関する基準を以下の通り定め、社外取締役が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

1. 現在または過去10年間において、当社及び当社の子会社の業務執行者（注1）であった者
2. 過去3年間において、下記（a）から（g）のいずれかに該当していた者。
 - （a）当社を主要な取引先（注2）とする者またはその業務執行者
 - （b）当社の主要な取引先（注2）またはその業務執行者
 - （c）当社の主要な借入先（注3）の業務執行者
 - （d）当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - （e）当社の主要株主（注5）またはその業務執行者
 - （f）社外役員の相互就任関係（注6）となる他の会社の業務執行者
 - （g）当社より多額の寄付を受けている者（注7）またはその業務執行者
3. 上記1及び2に掲げる者（重要な地位にある者（注8）に限る）の近親者（注9）

-
- （注）
1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。
 2. 主要な取引先とは、年間の継続的な取引金額が当社の連結売上高または取引先の連結売上高の5%以上の取引先をいう。
 3. 主要な借入先とは、当社の資金調達にとって必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関をいう。
 4. 役員報酬以外の多額の金銭その他の財産とは、個人の場合は年間1千万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%以上の金銭または財産をいう。
 5. 主要株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう。
 6. 相互就任関係とは、当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
 7. 多額の寄付を受けている者とは、当社から年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。
 8. 重要な地位にある者とは、取締役、執行役及び執行役員またはそれらに準じる権限を有する者をいう。
 9. 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

平成28年7月27日制定